

## 海老名市オリジナルデザイン紙袋有料広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、海老名市有料広告事業基本要綱（平成18年4月25日制定。以下「要綱」という。）第5条及び第6条の規定に基づき、海老名市が作成するオリジナルデザイン紙袋（以下「紙袋」という。）に広告を有料で掲載することに関し、必要な事項を定める。

(広告掲載場所)

第2条 広告の掲載場所は、紙袋の表面で片面のみとする。

(規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

規 格 (1 枠)	掲 載 料 (1 枠)
縦65mm×横90mm	40,000円

(広告掲載数等)

第4条 広告掲載数は9枠とし、各広告掲載箇所は別図のとおりとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、市ホームページにより行う。

(広告掲載の申込等)

第6条 広告を掲載しようとする者は、海老名市オリジナルデザイン紙袋広告掲載申請書（第1号様式）に、当該広告の見本その他必要書類を添付して市長に申請するものとする。この場合において、その申請をした者（以下「申請者」という。）は、別図の広告掲載箇所について、第1希望から第3希望までの3か所を希望することができる。

2 広告を掲載しようとする者は、広告の見本について次の事項に留意するものとする。

- (1) 広告枠中心に、法人等のロゴマークと法人等の名称又は法人等の名称のみ(以下「ロゴマーク等」という。)を大きく示すこと。

- (2) 前号のロゴマーク等の上部又は下部に、12ポイント以上の文字で会社に関する情報やキャッチフレーズを入れること。
- (3) 広告枠最下部に、法人等の住所及び電話番号を入れること。
- (4) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。
- (5) デザインが華美なものにならないよう配慮すること。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第5条及び前条の規定に基づき審査し、広告掲載の可否等を決定する。

2 市長は、同一の広告掲載場所に複数の申請があった場合は、当該広告掲載箇所の希望順位にかかわらず、次の各号に掲げる者の順序に従い、審査を行う。

- (1) 市内に事業所等を有する法人等
- (2) 国、地方公共団体、公益法人等
- (3) 前2号に該当しない者

3 前項に規定する場合で、別図における同一の広告掲載場所において、同項に掲げる順序が同一である複数の者により申請があったときは、次の各号に掲げる者のうち、先に申し込んだ者から審査を行う。

- (1) 当該広告掲載場所の希望順位が第1希望である者
- (2) 当該広告掲載場所の希望順位が第2希望である者
- (3) 当該広告掲載場所の希望順位が第3希望である者

4 広告掲載に当たり、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 要綱第3条第1項各号のいずれかに該当する広告
- (2) 有料広告掲載基準（平成18年4月25日制定）第4条各号のいずれかに該当する広告

5 市長は、第1項の規定による広告掲載の可否等を決定したときは、海老名市オリジナルデザイン紙袋有料広告掲載決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

6 第1項の規定により広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、指定する期日までに、申請時に提出した広告の見本データを市長に提出するものとする。この場合において、当該申請時に提出した広告の見本から変更が生じる場合には別途調整の上、市長の指示に従うものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告主は、前条第1項の規定により広告の掲載が決定した後、市長が指定する期日までに市の発行する納入通知書により広告掲載料を納入するものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(広告主の責任)

第9条 掲載された広告に関する著作権、肖像権等に係る広告内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、表示内容について、次に掲げる点に留意しなければならない。

(1) 当該広告に関する法令及び業界の自主規制による広告表示基準等を遵守すること。

(2) 市又は国等が推奨していると誤解させるような表現をしないこと。

(広告掲載の取消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定により決定された広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに、掲載しようとする広告の見本データを提出しなかったとき。

(2) 指定する期日までに、広告掲載料を納入しなかったとき。

(3) その他市長が特に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第11条 広告掲載料は、還付しない。ただし、市長の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年 月 日から施行する。

別図掲載箇所

1 枠 ①	1 枠 ②	1 枠 ③
1 枠 ④	1 枠 ⑤	1 枠 ⑥
1 枠 ⑦	1 枠 ⑧	1 枠 ⑨

※点線は、広告掲載枠の範囲であり、実際に枠取りはしません。

第1号様式（第8条関係）

海老名市オリジナルデザイン紙袋広告掲載申請書

年 月 日

海老名市長 殿

【申請者】

住所（所在地）

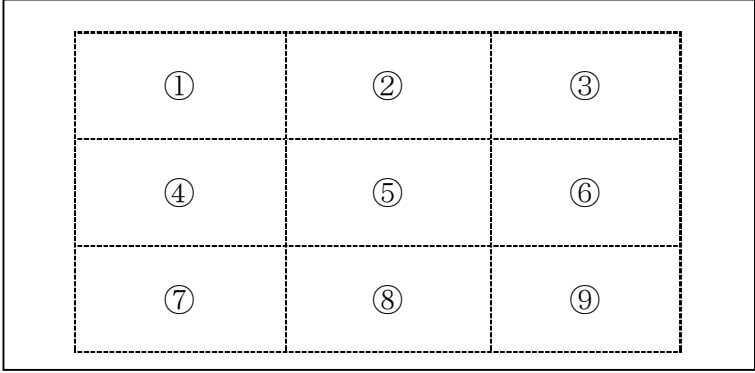
名称（法人・団体名）

代表者名

電話番号

e-mail

海老名市オリジナルデザイン紙袋有料広告掲載要領第6条の規定に基づき、広告を掲載したいため、次のとおり申請します。

掲載内容	
希望枠数及び 希望掲載位置	希望枠数： 枠 希望掲載位置（以下の広告掲載位置の番号を希望枠数に応じて記入） 第1希望： 第2希望： 第3希望： 
掲載料金	円（掲載枠数×40,000円/枠）

【添付書類】

- ・ 広告の見本

【事務局欄】 申請時間 年 月 日 :

第2号様式（第9条関係）

海老名市オリジナルデザイン紙袋有料広告掲載決定通知書

年 月 日

殿

海老名市長

年 月 日付で申請のあった海老名市オリジナルデザイン紙袋広告掲載について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない（理由： ）
掲載枠数及び掲載位置	掲載枠数： 枠 掲載位置：
掲載料金	
広告の内容	別添見本のとおり
その他	

【遵守事項】

- ・掲載料金は、広告掲載前で市が指定する期日までに市の発行する納入通知書により納入すること。
- ・広告原稿は、市が指定する期日までに提出すること。
- ・広告原稿提出時に、申請時に提出した広告の見本の内容から変更が生じる場合には、速やかに市長へ報告し、市長の指示に従うこと。